

## ○九重町地域安全活動の推進に関する条例

平成 11 年 12 月 22 日

九重町条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、九重町を安全で平穏な住みよい町とするため、防犯、防災、交通安全及び少年非行防止に対する町民の意識の高揚、自主的活動の推進、必要な環境整備等に努め、安全で快適な町民生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における「町民」とは、九重町に住居を有し又は滞在する者並びに九重町に所在する会社、事業所、商店、土地、建物等の代表者、所有者及び管理者(以下「事業者等」という。)をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 町民の防犯、防災、交通安全及び少年非行防止に対する意識の高揚を図るための広報啓発活動及び教育活動に関すること。
- (2) 町民の防犯、防災、交通安全及び少年非行防止に対する自主的活動に対する助成その他の支援に関すること。
- (3) 防犯、防災、交通安全及び少年非行防止のための有害環境の排除、道路構造の改良、関係施設の改善整備等に関すること。
- (4) 特に障害者、高齢者、幼児等を事件事故から守るための広報啓発活動、教育活動及び環境整備に関すること。
- (5) その他この条例の目的を達成するための必要な事項に関すること。

2 町は、前項各号に掲げる事項を実施するときは、国、県その他関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図り、必要な協力要請を行うものとする。

(町民の協力)

第 4 条 町民は、日常生活を通じ、自主的な防犯、防災、交通安全及び少年非行防止のための活動に努めるとともに、町及び関係機関等が実施する前条の施策に協力しなければならない。

(事業者等の協力)

第5条 事業者等は、事業を営む上において自主的に行うことのできる防犯、防災、交通安全及び少年非行防止のための各種施策を積極的に企画推進するよう努めなければならない。

(事故発生時の措置)

第6条 町長は、交通死亡事故が発生したとき又は非行少年のたまり場となっている公園及び緑地の存在を知ったときは、関係機関等と現地調査を実施したうえ、道路等の改良、交通安全施設の整備、公園及び緑地の管理の改善等に努めるものとする。

(対策協議会の設置)

第7条 町に九重町地域安全対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、この条例の目的を達成するため、各種企画の審議及び施策の実施を推進する。

3 会議は、会長及び会員をもって組織する。

4 会長は、町長をもって充てるものとする。

5 会員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 大分県西部振興局の職員のうちから町長が任命する者

(2) 大分県玖珠警察署の警察官のうちから町長が任命する者

(3) 九重町教育委員会教育長

(4) 日田玖珠広域消防組合玖珠消防署長

(5) 九重町危機管理・町民安全課長

(6) その他町長が必要と認める者

6 会員は、非常勤とする。

(改正(平19条例第30号))

(委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第15号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第30号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。